

## ○熊本大学生命資源研究・支援センター規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 241 号)

改正平成 17 年 9 月 8 日規則第 119 号 平成 18 年 6 月 30 日規則第 222 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 181 号 平成 19 年 4 月 26 日規則第 206 号

平成 19 年 9 月 21 日規則第 224 号 平成 21 年 3 月 10 日規則第 32 号

平成 21 年 12 月 16 日規則第 243 号平成 22 年 9 月 30 日規則第 252 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条第 2 項の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 条 センターは、熊本大学(以下「本学」という。)における遺伝子改変動物その他の研究資源及びこれらの研究資源情報の利用等をとおして、諸科学分野の教育研究の総合的推進に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝子改変動物をはじめとする実験動物の作製、開発、保存、データベースの構築、解析及びバイオインフォマティクスに関すること。
- (2) 動物を取り扱う実験(以下「動物実験」という。)、遺伝子を取り扱う実験(以下「遺伝子実験」という。)及びアイソトープを利用する実験(以下「アイソトープ実験」という。)に係る研究及び技術指導に関すること。
- (3) 動物実験、遺伝子実験及びアイソトープ実験に係る教育、啓発及び情報提供に関すること。
- (4) 全学のアイソトープ実験の安全管理に関すること。
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(施設)

第 4 条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 動物資源開発研究施設
- (2) 遺伝子実験施設
- (3) アイソトープ総合施設

2 前項のアイソトープ総合施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 黒髪地区アイソトープ施設
- (2) 本荘地区アイソトープ施設
- (3) 大江地区アイソトープ施設

(職員)

第 5 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
  - (2) 施設長
  - (3) 専任教員
  - (4) 客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)
  - (5) その他必要な職員
- 2 センターに、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教(以下「特任教授等」という。)を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長の選考は、本学の専任の教授のうちから、第10条に定める委員会の推薦に基づき、学長が行う。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(施設長)

第7条 教育研究に関する放射性同位元素を適切に管理し、放射線障害の発生を防止するため、第4条第1項第3号及び同条第2項各号の施設にそれぞれ長を置く。

- 2 第4条第1項第3号の施設の長はセンター長が兼任し、同条第2項各号の施設長は次条に定める委員会において委員の互選により定める。
- 3 第4条第2項各号の施設の長に欠員が生じた場合は、センター長がその職務を代行する。

(委員会の設置)

第8条 センターの管理運営に関する事項を審査するため、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任の教授
- (3) 大学院生命科学研究部から選出された教授 2人
- (4) 大学院自然科学研究科及び医学部附属病院から選出された教授 各1人
- (5) 発生医学研究所又はエイズ学研究センターから選出された教授 1人
- (6) 文学部、教育学部又は法学部から選出された教授 1人
- (7) その他センター長が必要と認めた者 若干人

- 2 前項第3号から第7号までの委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第3号から第7号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第3号から第7号までの委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(委員会の審議事項)

第10条 委員会は、センターに関する次に掲げる事項を審議し、並びにセンターの教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。

- (1) センターの業務に関すること。
- (2) センター長候補者の推薦に関すること。
- (3) 客員教授等及び特任教授等の選考に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関する重要な事項

2 前項第2号、第3号及び教員の人事に関する事項は、委員のうち教授である委員のみで審議する。

(委員長)

第11条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第12条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第10条第1項第2号及び第3号並びにセンター教員の採用及び昇任のための選考に関する事項に係る議事については、出席した委員の3分の2以上の議決を必要とする。

(意見の聴取)

第13条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会)

第14条 委員会に、熊本大学教授会等規則(平成16年4月1日制定)第8条第1項の規定に基づき、代議員会を置く。

2 代議員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任の教授
- (3) 第9条第1項第3号の委員の互選による1人
- (4) 第9条第1項第4号の委員の互選による1人
- (5) 第9条第1項第5号及び第6号の委員
- (6) その他委員会委員長が必要と認めた者 若干人

3 代議員会は、第10条第1項各号に掲げる委員会の審議事項のうち、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの専任の教員の兼業に関すること。
- (2) 非常勤研究員及び外国人客員研究員の採用に関すること。
- (3) 民間等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (4) 寄附金の受入れに関すること。

- (5) 委員会から付託された事項に関すること。
- (6) その他管理運営に関し必要な事項
- 4 前項に掲げる審議事項は、代議員会の議決をもって、委員会の議決とする。
- 5 代議員会の審議事項に関し、疑義が生じた事項については、委員会において審議し、議決するものとする。
- 6 代議員会の委員長、議事及び意見の聴取については、前3条の規定(第12条第2項ただし書の規定を除く。)を準用する。

(専門委員会)

第15条 委員会に、センターの運営に係る専門の事項を調査検討するため、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 センター、委員会及び代議員会の事務は、教育研究推進部生命科学系事務ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの組織、運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長は、第7条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の際現に熊本大学生命資源研究・支援センター長である者をもって充てるものとし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に任命される部門長及び副部門長は、第8条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の際現に熊本大学生命資源研究・支援センターの部門長及び副部門長である者をもってそれぞれ充てるものとする。
- 4 この規則施行後、最初に委任される第11条第1項第4号から第6号までの委員は、同条の規定にかかわらず、この規則施行の際現に熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会委員である者をもって充てるものとし、その任期は同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 5 この規則施行後、最初に選出される第16条第2項第3号から第6号までの代議員会の構成員は、同条の規定にかかわらず、この規則施行の際現に熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会代議員会の構成員であるものをもって充てるものとする。

附 則(平成17年9月8日規則第119号)

この規則は、平成17年9月8日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第222号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 181 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 19 年 4 月 26 日規則第 206 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。
  - 2 この規則施行後、最初に委嘱される第 11 条第 1 項第 4 号から第 7 号までの委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 附 則(平成 19 年 9 月 21 日規則第 224 号)

この規則は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。  
附 則(平成 21 年 3 月 10 日規則第 32 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則(平成 21 年 12 月 16 日規則第 243 号)

- 1 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
  - 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の第 11 条第 1 項第 4 号の委員である者は、この規則の施行の日において、改正後の第 11 条第 1 項第 4 号の委員となるものとし、その任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 附 則(平成 22 年 9 月 30 日規則第 252 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。  
附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

# 熊本大学生命資源研究・支援センター 動物資源開発研究施設実験動物利用者委員会規則

(設置)

**第1条** 熊本大学生命資源研究・支援センターに、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）における実験動物の利用に関し必要な事項を審議するため、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設実験動物利用者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物資源開発研究部門の各分野の教授 1人
  - (2) 施設において実験動物を利用する者（以下「利用者」という。）がいる研究室の教官 研究室ごとに1人
  - (3) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、生命資源研究・支援センター長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第2号及び第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験動物及び動物実験に関すること
- (2) 利用者への指導助言に関すること。
- (3) その他実験動物の利用に関し必要な事項

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号の委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

**第5条** 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第6条** 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、医学・薬学等事務部総務課において処理する。

(雑則)

**第8条** この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年8月11日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 熊本大学動物資源開発研究センター利用者専門委員会細則（平成10年9月30日制定）は、廃止する。
- 3 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

○熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会遺伝子改変動物等データベース  
管理運用専門委員会細則

(平成 16 年 4 月 1 日細則第 58 号)

改正平成 18 年 6 月 30 日細則第 51 号平成 22 年 9 月 30 日細則第 47 号

(設置)

第 1 条 熊本大学生命資源研究・支援センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 15 条  
第 1 項の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会(以下「運  
営委員会」という。)に、熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会データベ  
ース管理運用専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命資源研究・支援センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 生命資源研究・支援センターの専任の教授
- (3) 学内の情報処理関係分野の教員 若干人
- (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、センター長が委嘱する。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の  
規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、遺伝子改変動物等のデータベース(以下「データベース」という。)  
に関する次の事項を審議する。

- (1) データベースの作成に関すること。
- (2) データベースの管理・運用に関すること。
- (3) データベースの公開に関すること。
- (4) その他データベースに関し必要な事項

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行す  
る。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することがで  
きない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決  
するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果について、運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教育研究推進部生命科学系事務ユニットにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に委嘱される第2条第1項第3号及び第4号の委員は、この規則施行の際現に熊本大学生命資源研究・支援センター運営委員会データベース管理運用専門委員会委員である者をもって充てるものとし、同条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成18年6月30日細則第51号)

この細則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日細則第47号)

この細則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

熊本大学における実験動物に由来する腎症候性出血熱の発生防止等に関する  
安全管理細則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本大学動物実験等に関する規則(平成19年1月25日制定)第36条の規定に基づき、熊本大学(以下「本学」という。)における腎症候性出血熱(以下「HFRS」という。)の発生の防止等を行うため、HFRSの媒介動物として疑われるラット、マウス等げっ歯類(以下「ラット等」という。)の飼育及び実験の安全確保に関し必要な事項を定める。

(統括及び主任者)

第2条 本学における実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設(以下「施設」という。)におけるHFRSの安全管理は、熊本大学動物実験委員会(以下「委員会」という。)が統括し、各施設の主任者が実施するものとする。

2 主任者は、各施設ごとに定める。

(主任者の職務)

第3条 主任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ラット等を生産者又は他の施設等から納入又は分与を受ける際には、ラット等の系統、週齢、性別、由来、施設内納入年月日等を記録及び保存するとともにHFRS抗体が陰性であることを確認すること。
- (2) ラット等を取り扱う者(以下「取扱者」という。)の名簿を作成し、ラット等を取り扱った期間を記録及び保存すること。
- (3) ラット等の安全な取扱いを指導すること。
- (4) 取扱者の健康に留意し、かつ、必要に応じて血清(2ml)を採取し、凍結(-20℃)保存すること。
- (5) 取扱者の施設への立入りを規制し、出入り時の確認をすること。
- (6) 施設内及び周辺の環境条件の保持に努めるとともに、空調機器等の日常の保守及び点検を行うこと。
- (7) 施設への野鼠及び昆虫類等の進入防止並びに施設内のラット等の逃亡防止策を講じること。

(施設における厳守事項)

第4条 取扱者は、主任者の指示に従い次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 施設内は、専用の作業衣等を着用し、施設外に退出する場合は、これらを着替え、アルコール等による消毒を行うこと。
- (2) 施設内及び周辺を清掃及び消毒し、並びに野鼠、昆虫類等の駆除を行うこと。
- (3) ラット等の飼育数の過密化を避け、動物間の交流を防止すること。
- (4) 不要になったラット等の血液、組織、排泄物、死体等は密封の上焼却処理すること。
- (5) 使用済ケージ(床敷を含む。)、給水瓶、実験用器材等は、原則として高圧滅菌を施し、その他アルコール消毒等を励行すること。

(6) 指定された場所以外では、飲食等の行為をしないこと。

(健康管理医及び健康診断)

第5条 ラット等の取扱者に係る健康診断及び HFRS 診断を行うため、健康管理医若干人を置く。

- 2 健康管理医は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 取扱者は、発熱等の身体的異常を感じた場合は、主任者に届け出るとともに、必要に応じて健康管理医による健康診断を受けなければならない。
- 4 健康管理医は、健康診断の結果を所定の様式に従って記録し、主任者を通じて委員長に通知しなければならない。

(HFRS 発生時における措置)

第6条 委員会は、取扱者が HFRS の感染の疑いがある場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設内への関係者以外の立入りを禁止すること。
  - (2) 関係者全員の健康診断及び HFRS 抗体価検査を行うこと。
  - (3) ラット等の搬出入を禁止すること。
  - (4) ラット等の HFRS 抗体価検査を行うこと。
- 2 委員会は、HFRS の感染が確定した場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 施設内の全てのラット等を安楽死させ、焼却処分するとともに、施設内の消毒を実施すること。
  - (2) 学内関係者に HFRS 感染の発生について通知し、注意を喚起すること。

(施設の使用再開)

第7条 HFRS 感染が発生した施設の使用再開に当たっては、必要な対策を講じた後、委員会が許可するものとする。

(報告)

第8条 委員会は、HFRS 感染の疑いがある者又は HFRS 感染者が生じた場合は、直ちにその旨を関係機関に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設有害物質投与動物実験実施要項

(平成 16 年 4 月 1 日要項第 26 号)

改正平成 18 年 6 月 30 日要項第 15 号平成 21 年 12 月 16 日要項第 43 号

平成 22 年 9 月 30 日要項第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本大学生命資源研究・支援センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 17 条の規定に基づき、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設(以下「施設」という。)における有害物質の投与を伴う動物実験(以下「有害物質実験」という。)を適正に実施し、及び環境汚染を防止するため必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において「有害物質」とは、別表に掲げるものをいう。

2 この要項において「有害物質実験区域」とは、施設の有害物質実験用動物飼育室、有害物質実験室及びこれらに係る廃棄物処理設備をいう。

(有害物質実験の実施場所)

第 3 条 有害物質実験は、有害物質実験区域以外で行ってはならない。

(有害物質実験専門委員会)

第 4 条 施設における有害物質実験に関する重要事項を審議するため、有害物質実験専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 生命資源研究・支援センター長(以下「センター長」という。)

(2) 生命資源開発研究・支援センター病態遺伝分野の教授

(3) 大学院生命科学研究部から選出された熊本大学環境安全センター運営委員会委員 1 人

(4) その他センター長が必要と認めた者 若干人

3 前項第 4 号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第 2 項第 4 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

5 第 2 項第 4 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

第8条 委員会の事務は、教育研究推進部生命科学系事務ユニットにおいて処理する。

(有害物質実験取扱責任者)

第9条 施設に、有害物質実験取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)1人を置き、生命資源研究・支援センター長(以下「センター長」という。)が委員会委員のうちから、これを指名する。

2 取扱責任者は、次の業務を行う。

(1) 有害物質実験による環境汚染並びに人の健康及び生活環境への影響を防止するために必要な対策を講ずること。

(2) 有害物質実験に関する指導

(3) その他有害物質実験の実施に関し必要な事項

(有害物質実験の承認)

第10条 有害物質実験を行おうとする者は、あらかじめ所属する研究室の長の同意を得て、別記様式の動物飼育申込書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は、別表のクラス2及びクラス3に規定する有害物質を使用する有害物質実験について、前項の承認をしようとするときは、委員会の議を経なければならない。

(有害物質実験区域の使用方法)

第11条 有害物質実験区域を使用するときは、熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設使用心得によるものとする。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要項実施後、最初に委嘱される第4条第2項第4号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成18年6月30日要項第15号)

この要項は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日要項第43号)

この要項は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日要項第47号)

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	有害物質名
クラス 1	(1) カドミウム及びその化合物 (2) シアン化合物 (3) 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。) (4) 鉛及びその化合物 (5) 六価クロム化合物 (6) 砒素及びその化合物 (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (8) ポリクロリネイテッドビフェニル(別名 PCB)
クラス 2	有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)で規制されている物質
クラス 3	特定化学物質等障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)で規制されている物質

別記様式

動物飼育申込書

[別紙参照]

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

# 熊本大学生命資源研究・支援センター

## 動物資源開発研究施設申し合わせ

1. 使用の原則
  - 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）の使用は研究・教育その他本学の運営上必要と認められたものに限る。
  - 2) 施設は、本館と新館からなり、このうち新館に関してのみ必要な事項は別に定める。ただし、新館の飼育経費に関しては、本申し合わせの表1に準ずる。
2. 使用資格

動物実験を行う次の者（以下「使用者」という。）が施設を使用できる。

  - 1) 本学の教職員並びに学生
  - 2) 生命資源研究・支援センター長（以下「センター長」という。）が使用を認めた者
3. 使用者の登録
  - 1) 使用者はあらかじめ所定の様式によりセンター長に指紋等の登録による施設使用登録の申請をする。
  - 2) センター長は登録申請者に施設使用に関する講習会の受講を義務づけることができる。
  - 3) 登録した事項に変更がある場合、使用者はあらかじめセンター長に届出・許可を得なければならない。
4. 施設への出入
  - 1) 入館の際には、指紋を照合する。
  - 2) 施設内では下足交換場所で備え付けの上履にはきかえ、持ち込み機材は70%エチルアルコール噴霧器にてアルコール消毒をおこなう。更衣室で備え付の実験衣に更衣する。使用者は必要に応じて使い捨て手袋やマスクを持参すること。
  - 3) 使用者は施設職員の指示、施設内の表示及び所定の動線に従って行動しなければならない。
5. 飼育申込み
  - 1) 施設において動物の飼育を希望する者は、原則として飼育開始の5日前（検疫期間を含む。）までに所定の用紙に必要事項を記入の上、施設事務室に申込み、センター長の許可を得るものとする。
  - 2) センター長より飼育が許可された動物は、施設より動物取扱い業者へ発注し、支払い手続きはそれぞれの使用者が所属する分野等にておこなう。
  - 3) 動物の入荷年月日等は施設内掲示板等により使用者に連絡する。
  - 4) 使用者は使用の許可を得た内容に変更があった場合、その都度申請し、センター長の許可を得るものとする。
6. 動物の検疫
  - 1) 施設内に動物を搬入する際には、施設にて所定の検疫を行う。
  - 2) 検疫中もしくは飼育・実験中であっても、実際に不適とセンター長が判定した動物については、センター長は使用者と協議の上、しかるべき処置をとることができる。
  - 3) 使用者は死因不明及び感染症の疑いのある動物を発見した場合には、施設事務室に速やかに連絡する。

7. 動物の配置
  - 1) 動物の飼育室等への配置は施設が行う。
  - 2) 使用者はケージの位置を変更したり、自己の動物以外の動物に無断で接触したりしてはならない。
8. 動物の搬出・再搬入
  - 1) 動物の死亡、又は実験終了による処分及び動物を搬出するときは、動物又は動物死体がいたずらに部外者の目に触れないように心がける。
  - 2) 施設外に持出された動物を再度持ち込むことは原則として禁止する。ただし、実験上やむを得ない場合には、施設事務室に連絡の上、その指示に従う。
9. 飼料

動物の飼料は原則として施設で一括準備する。ただし、実験に使用する特殊飼料に関しては使用者が準備する事とする。
10. 飼育器具・機材
  - 1) 飼育に使用するすべての器具及び機材類は、施設において洗浄・消毒・滅菌する。
  - 2) 施設外に施設所有の飼育器具及び機材類を持出すことは、原則として禁止する。
  - 3) 使用者が飼育管理を行う場合、飼育に必要なケージ、給水ビン、床敷等は施設で準備するので、必要な物品をあらかじめ施設事務室に連絡するものとする。
11. 飼育管理等の分担
  - 1) 特殊実験系動物（18に規定する。）の飼育管理、ケージ交換等は使用者が行う。
  - 2) マウス、ラット、イヌ、ネコ、ウサギ等の飼育管理及び清掃作業は施設の職員が行う。
  - 3) 動物の系統維持及び繁殖は原則として使用者が行う。
  - 4) 施設職員による実験補助は、原則として行わない。
12. 飼育管理の方法
  - 1) 使用者が飼育管理を行う場合、以下の項目に注意する。
  - 2) 飼育管理作業は1日1回行う。
  - 3) 清浄器具類は指定の場所に施設で用意する。
  - 4) 床敷を使用するケージは週1回、ブラケット型は2週に1回の割合で、清浄ケージに交換する。すなわち、使用済みケージ内の動物を飼育室内に準備してある清浄な床敷入りケージに移し替え、必要に応じて飼料を追加する。
  - 5) 給水ビンや給餌器は他のケージで使用したものを再度使用せず、常に清浄なものを使用する。
  - 6) 飼育室退室に際して、動物ケージのフタ、扉あるいは止金の閉まっていることを確認すること。

なお、飼育室の照明はタイマーにて制御されているのでむやみに触れてはならない。基本として、明7:00～19:00、暗19:00～翌朝7:00。
  - 7) 汚染飼育器具及び機材類は使用者自身が飼育室内の指定された場所まで運搬する。
13. 飼育経費
  - 1) 動物別の飼育経費は飼育代・床敷代等を含め、当分の間、表1のとおりに定める。
  - 2) 使用者が準備した飼料による飼育経費は表1のとおりに定める。
  - 3) 各分野等から徴収した飼育経費は、施設運営費に当てる。
14. 一般実験系死体の処理
  - 1) 一般実験系のすべての動物の死体は、使用者において指定の場所に備え付けてある袋に入れて、各階の死体保管容器あるいは地下1階の冷蔵庫に保管する。

- 2) 動物死体の処理のみを施設に依頼する場合は、使用者が施設へ持参し、施設内の所定の場所に保管する。
  - 3) 死体は施設の責任において処分する。
- 1 5. 感染実験系廃棄物の処理
- 1) 感染実験に使用した動物の死体、糞尿等は、消毒又は滅菌後でなければ廃棄することができない。
  - 2) 感染実験系廃棄物は、死体及びその他の廃棄物に区分して、指定された場所に指定された方法にて保管する（死体はビニール袋に入れて死体保管用冷蔵庫へ。その他の廃棄物は箱付き台車に入れ、廃棄物処理室へ保管）。
  - 3) 感染実験系廃棄物は施設の責任において処分する。
- 1 6. 有害物質実験系廃棄物の処理
- 1) 熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設有害物質投与動物実験運用要項第2第1項に定める有害物質の廃棄物に関しては、必要事項を記載の上、所定の袋に入れて指定された場所に保管する。
  - 2) 有害物質実験系廃棄物の処理のみを施設に依頼する場合、施設事務室において所定の用紙に必要事項を記載の上、指定された場所に保管する。
  - 3) 有害物質実験系廃棄物は施設の責任において処分する。
- 1 7. 手術室の使用
- 1) 手術室の使用を希望するときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、センター長の承認を得ること。この場合の経費は表2のとおり定める。
  - 2) 手術室を使用する時間及び室名の決定はセンター長が行う。
  - 3) 特定の手術室を連続して使用する場合には、センター長の承認を得ること。
  - 4) 手術室における準備、実験補助、後整理、掃除等は実験者が行う。
  - 5) 施設で手術器具等の滅菌を行う場合は、滅菌方法等の必要事項を所定の用紙に記載の上、指定された場所に置く。
- 1 8. 実験室の使用
- 1) 実験室使用にあたって予約は必要ないが、使用者同士で協力しあって使用する事。
  - 2) 実験室における準備、実験補助、後整理、掃除等は実験者が行う。
- 1 9. 特殊実験系動物飼育室の使用
- 1) 特殊実験系動物飼育室とは有害物質実験系動物飼育室・感染実験系動物飼育室・及びビニールアイソレータ飼育室をいう。
  - 2) 特殊実験系動物飼育室の使用を希望するときには、所定の用紙に必要事項を記載の上、使用日の7日前までに施設事務室に提出し、センター長の承認を得ること。
  - 3) 使用時間、使用室の決定はセンター長が行う。
  - 4) 特殊実験系動物飼育室の使用料は、表3のとおりとする。
- 2 0. 手術室、実験室等への機械及び器具類の搬入並びに取扱い。
- 1) 機械・器具類を搬入する場合は、あらかじめ所定の用紙に必要事項を記載の上、センター長の承認を得ること。  
ただし、簡単な解剖器具、注射器具等の実験器具類は、この限りではない。
  - 2) 持込み機械・器具類には、使用者の所属と氏名を明記し、維持・管理は使用者が行う。
  - 3) 実験終了後、持込み機械・器具類を連続して使用しない場合には、すみやかに搬出しなければならない。

- 4) 許可を得て搬入した機械・器具類であっても、他の使用者の実験や施設の運営に支障を生ぜしめたときには、センター長は機械・器具類の搬出を命ずることができる。
  - 5) 施設に常備されている機械・器具類の取扱いについては、慎重を期し、センター長の許可なくして移動させてはならない。
- 2 1. 喫煙および指定された場所意外における飲食の禁止  
施設内は全面禁煙であるとともに、飲食についてもセンター長の定める場所である1階管理区域を除いて禁止する。
  - 2 2. 使用者の責任
    - 1) 使用者は申し合わせを遵守し、施設の秩序及び清潔を保持し、施設及び設備を常に良好な状態に保つように努めなければならない。
    - 2) 使用者が故意又は重大な過失により、施設・設備を破損し、又は紛失した場合は、その損害を補填・修理しなければならない。
  - 2 3. 禁止される実験
    - 1) 施設内でのR Iを用いた実験は禁止する。
    - 2) 施設内での生きた動物を用いる実験以外は禁止する。
    - 3) 施設の機能上、維持不可能な実験動物については禁止する。
  - 2 4. 施設使用の制限又は禁止  
申し合わせを遵守せずに、他に著しく迷惑を及ぼす場合は、センター長は使用者に注意を与え、さらに施設使用の制限又は禁止の措置を講ずることがある。

# 動物個体を用いるアデノウイルスベクター による感染実験のガイドライン

(平成9年5月29日 組換えDNA安全委員会)

動物実験施設感染実験室を用いて、アデノウイルスベクターによる動物個体への感染実験を行うにあたり、「大学等の組換えDNA実験指針」並びに他大学におけるアデノウイルスベクターによる動物実験の実情を参考にし、以下のような指針を設定する。

1. アデノウイルスをベクターとして用い、感染力のある組換えウイルス粒子を産生する「増殖型」アデノウイルスを動物個体に用いる実験は、動物間の感染を防ぎながら特に慎重に進める必要があるため、通常の感染実験室で行うべきではなくP3レベルの実験室で実施すべきである。また、増殖型アデノウイルスを用いた実験は、大臣承認実験として位置づけられる。
2. ヒトアデノウイルス5型のような非増殖型アデノウイルスベクターは、動物個体内及びヒトにおいて自立増殖性を全く欠くことから安全性が高いと考えられる。非増殖型アデノウイルスベクターで、クローン化されたDNAの発現蛋白機能がよく理解されており、その機能から考えて安全度評価における意味の病原性、毒素産生性、発癌性、薬剤耐性などの性質がないものについては、機関承認実験として位置づけられ、以下のような制限のもとに、感染実験室において動物個体を用いた実験を行うことができる。
  - a) 「非増殖型アデノウイルスベクター」であることを必須の条件とする。
  - b) 原則として、3ヶ月以上の長期感染実験は現在の施設においては行わない。
  - c) ヒトに対して病原性の高いアデノウイルスベクターは、非増殖型であっても現在の施設においては使用しない。
  - d) 非増殖型アデノウイルスでも、動物個体が既に野生型のアデノウイルスに感染していた場合、組換えが生じて増殖型アデノウイルスに変化する可能性が稀ながらあると考えられるため、全ての実験は感染実験区域内で行うこと。
  - e) 実験従事者として、動物実験施設の従事者を加えること。

表1 飼育経費

動物種	飼育経費：円／ケージ／日	飼料持込の場合
マウス	35	28
ヌードマウス	55	28
ラット	56	40
ヌードラット	94	41
モルモット	118	81
ウサギ	99	47
イヌ (8~16kg)	231	160
ニワトリ	72	43
ハムスター	51	41
ブタ	454	102
スナネズミ	45	41
カエル	321	321
ウズラ	39	28
子ウズラ	238	215
スunks	110	40

表2 手術室などの使用料

手術室等の使用経費は光熱水道代、空調費、設備備品の維持ならび償却（無影燈、手術台、オートクレープ、簡易無菌手洗器等）、医療ガス（酸素、笑気、吸引）等からなるが、使用料金は午前、午後、夜間をそれぞれ1単位として、次のように定める。

1.手術台 1台 1単位当たり 1,487円

表3 特殊実験系動物の飼育経費

飼育器材	飼育経費（円／日）
アイソレータ	356円/台＋飼料代（マウス16円/ケージ）
ドラフト（感染）	592円/台＋飼料代（マウス8円/ケージ、ラット16円/ケージ）

## 熊本大学生命資源研究・支援センター

### 動物資源開発研究施設（新館）使用に関する申し合わせ

熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設新館（以下「新館」という。）で飼育される動物は SPF マウスのみ限定される。マウス飼育区域の使用に際しては、これまでに既に制定されている。熊本大学生命資源研究・支援センター動物資源開発研究施設（以下「施設」という。）に関わる規則を遵守する事は無論であるが、特に新館に限って遵守すべき事項については以下に定める。

#### 1. 人について

- 1) SPF マウス以外の動物に触れた人（各講座内で飼育している動物に触れた人あるいは家庭で飼育している齧歯類に触れた人も含む）はクリーン区域に立ち入る事はできない（SPF マウスの定義は「2 マウスについて」、クリーン区域は「5. 人、動物等の動線について」で述べる）。
- 2) 原則として、利用者は、同一階のみの立ち入りとし、それ以外の階の飼育区域に立ち入る事はできない。但し、複数階で飼育しているケースで、どうしても階をまたいで異なる飼育室へ入室する場合は、再度、無塵衣を着替えてから行う。また極力、動線の上流階（8→9→10→7）から入室する。
- 3) SPF マウス以外の動物に触れた人でも、接触後 1 4 日以上を経過していれば立ち入る事ができる。
- 4) 許可された人以外の立ち入りは禁止する（あらかじめ、施設の本館（以下「本館」という。）1 階の事務室で指紋登録を行う。）
- 5) 飼育区域へは正面玄関あるいは西側入口（正面玄関裏側の入口）から西側エレベーターを経由して 6 階から入る。
- 6) 見学者の立ち入りは禁止する。

#### 2. マウスについて

- 1) SPF マウスとは以下に示す病原微生物が陰性である事が証明されて 3 ヶ月以内の動物をいう。ただし、※印を付した病原微生物については 4 ヶ月以上 1 2 ヶ月以内の検査成績で陰性が証明されたものでも構わない。  
Mycoplasma pulmonis, Corynebacterium kutscheri, Salmonella spp.,  
Pasteurella pneumotropica, Citrobacter rodentium, Helicobacter hepaticus  
\* Cilia-associated respiratory bacillus, Clostridium piliforme, Mouse hepatitis virus, Sendai virus, Ectromelia virus, Mouse adenovirus, \*  
Lymphocytic choriomeningitis virus, \* Pneumonia virus of mice, Syphacia spp.,  
Aspiculuris tetraptera, Giardia muris, Spironucleus muris,  
Tritrichomonas muris, ectoparasite
- 2) 新館に持ち込む事のできる動物は指定された生産業者の SPF マウス（原則として、近交系やクローズドコロニーなどの一般のマウス）のみとする。
- 3) 指定された生産業者以外の機関から持ち込むマウスは、あらかじめ生殖工学的手法（体外受精—胚移植、体外受精—凍結保存—胚移植）でクリーニングしたのちに作出さ

れた SPF マウス（交尾した雌の卵管・子宮から採取した胚を移植して、生まれたマウスも含）のみ、マウス飼育室に搬入できる。また、外部から導入された凍結胚については、融解後、胚移植することにより搬入する（凍結精子の場合は、それら精子を用いて体外受精を行い得られた胚を移植）。

なお、これらの作業は、資源開発分野が担当し、熊本大学生命資源研究・支援センターの有償マウスバンク利用規程に基づいて行う。

<http://card.medic.kumamoto-u.ac.jp/card/japanese/gyoumu/orderexsecret.html>

- 4) 本館で飼育中の SPF マウスをそのまま新館へ持ち込む事は禁止する。ただし、前項の方法に従って作出して SPF が証明されれば新館への持ち込みは可能である。
- 5) その他、SPF の詳細については、病態遺伝分野の判断に従う。

### 3. マウスの飼育について

- 1) 通常の飼育管理（給餌、給水、ケージ交換等）は新館職員が行う。ただし、実験の都合上、実験者が自ら飼育管理する必要があると判断された場合はこの限りではない。
- 2) 飼育管理を行う際には消毒操作に留意し、特に手指の消毒についてはラック毎に行う。
- 3) マウスを飼育管理する人は飼育室単位に固定する。
- 4) 土曜、日曜、祝祭日及び年末・年始等の連休は適宜飼育管理を行う。
- 5) マウス飼育室に同じ日に再入室する人は、入室する際、各飼育室の前のアルコール噴霧器で衣類等の消毒を厳重に行う。
- 6) 実験者が飼育室以外の部屋（ケージ等を保管している準備室等）に立ち入る事は禁止する。

### 4. 物品・生物材料について

- 1) 新館に搬入する物品は、あらかじめオートクレーブ、紫外線照射、アルコール等により滅菌あるいは消毒を行う。
- 2) 新館に持ち込む E S 細胞、血清、培養細胞等の生物材料は、病原微生物が陰性と確認された場合のみ搬入する事ができる。生物材料の病原微生物の検査は施設でも行うが、ただし、検査対象微生物は、当分の間、Mouse hepatitis virus のみとする。

### 5. 人・動物等の動線について

- 1) 6 階の更衣室以後（7 階以上及び東西のエレベーター）はクリーン区域とする（6 階の管理室、東西の階段、空調機械室、屋上は含まない）。
- 2) 人
  - ①あらゆる人の出入りは新館 1 階の正面玄関あるいは西側入口から西側 エレベーターを経由して 6 階から入る。
  - ② 6 階の飼育区域直前に設けられた指紋照合装置を経て入る。
  - ③ 6 階の動物管理事務室（606 室）にて動物飼育申込等の事務手続きを行う。
  - ④ 6 階の更衣室（637・639 室）にて専用の衣類、靴下、履物、マスクに更衣する。
  - ⑤ クリーン区域に入る前に、履物、手指をアルコール噴霧器により消毒を行う。
  - ⑥ 東側エレベーターで各階の飼育室に進む。その際、エレベーターホール前に用意している手袋を装着し、アルコール噴霧器により手袋の消毒を行う。
  - ⑦ 飼育室に入室する場合は、飼育室毎に備え付けられた専用の履物に履き替え、手袋、履物をアルコール噴霧器で消毒し、入室する。入室後、再度、手袋の交換を行う。

- ⑧他の飼育室に再入室する場合は、飼育室毎に⑦の手順を行う。
- ⑨各階に設置されたトイレ使用後に飼育室に再入室する場合は速やかに、再度、無塵衣の更衣を行う。

3) 動物・エサ

- ①業者の動物・飼料の搬入場所は1階の東側エレベーターホール前。
- ②新館職員が、1階東側エレベーターホールにて消毒後、飼育区域へ搬入。

4) 死体・使用済み床敷等の廃棄物及びモニターマウス

- ①実験者が発見した死体は6階の低温保存室（607室）に設置された容器に実験者毎に廃棄する。
- ②新館職員が発見した死体は6階の低温保存室（607室）にて1週間保存し、以後は新館職員側にて処分する。
- ③新館職員が発見した死体の情報については6階東側エレベーターホールに設置した掲示板に2週間掲示される。
- ④死体と使用済み床敷等の廃棄物の処理は新館職員にて行う（新館職員が東側エレベーターで1階まで運び、廃棄業者が処理する。）。
- ⑤モニターマウス等の本館への移動は、新館職員が東側エレベーターで3階渡り廊下まで運び、本館職員へ引き渡しを行う。